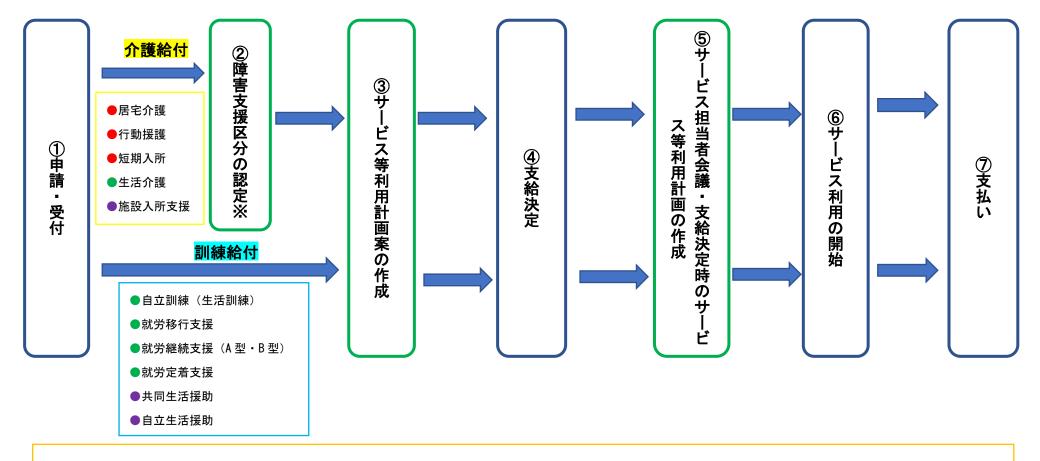
障害福祉サービス利用までの流れ



- (1)サービスの利用を希望する方は、住民福祉課へ申請してください。
- ②介護給付を希望する場合は、認定調査員による心身についての調査(認定調査)を受けていただきます。市町村審査会で認定調査の結果と医師の意見書をもとに障害支援区分が決定します。 ※申請いただいてから障害支援区分の決定まで2か月程度かかります。
- ③相談支援専門員がサービス利用計画案を作成します。
- ④提出された計画案をもとに支給決定し、福祉サービス受給者証を発行します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、相談支援専門員が実際に利用するサービス利用計画を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。
- ⑦利用料は原則1割負担ですが、所得の状況により月額負担上限額が異なります